

記入例

退職・一括徴収～未徴収税額を一括徴収して納付する場合～

「特別徴収義務者指定番号」とは、通知書の宛名の下のカッコ書きの数字です。

氏名・生年月日・住所については本人に確認のうえ、正確な情報を記載してください。個人番号（マイナンバー）も記載してください。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度	1	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
志摩市長 令和5年10月1日提出		所在地	〒517-0592 志摩市阿児町糠方3098番地22										特別徴収義務者指定番号	77777777				
フリガナ		フリガナ	カブシキガイシャ シマシ										宛名番号					
氏名又は名称		氏名又は名称	株式会社 志摩市										担連	所属	総務 経理係			
個人番号(マイナンバー)又は法人番号		個人番号(マイナンバー)又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	法人番号(個人番号)を記載してください。個人番号の場合は、左側を1文字空けて記載してください。	氏名	大志摩 一郎
フリガナ		フリガナ	シマ タロウ										異動後の未徴収税額の徴収方法	2				
氏名		氏名	志摩 太郎										異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c				
生年月日		元号	3	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	55	年	11	月	22	日	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額(納付済額)	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		
個人番号(マイナンバー)		9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	6	10	R 5	1	
受給者番号												9	5	9	30	2		
1月1日現在の住所		志摩市浜島町浜島1787番地101										9	5	9	30	2		
異動後の住所		同上										9	5	9	30	2		
		194,800	円	65,200	円	129,600	円	9	30	2								

三重県内全市町共通様式

三重県内の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

☆9月末で退職した給与所得者の徴収方法を10月分で一括徴収する場合の記入例

(ア)特別徴収税額(年税額) 194,800円(6月分から翌年5月分) ←特別徴収税額通知書に記載の額

(イ)徴収済額 65,200円(6月分から9月分) ←一括徴収月の前の月までに徴収した金額

(ウ)未徴収税額 129,600円(10月分から翌年5月分) ←最後の給与から徴収する額(一括徴収金額)

該当する異動の事由を必ず記載してください。

理由	1	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	徴収予定月日	10月20日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	129,600円	左記の一括徴収した税額は、	10	月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
----	---	--	--------	--------	-----------------	----------	---------------	----	-----------------------

一括徴収した金額(上記(ウ)の金額)と納入する月を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で【2 一括徴収】を選択した場合、理由を記載してください。

※a 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与